

写

職員の給与に関する報告

令和2年11月

愛媛県人事委員会

2人委第212号
令和2年11月16日

愛媛県議会議長 戒能潤之介様

愛媛県知事 中村時広様

愛媛県人事委員会委員長
安藤 潔

職員の給与に関する報告

地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙のとおり報告します。

報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月26日、県職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

1 県職員の給与

本委員会が本年4月1日現在をもって県職員の給与の実態を調査したところ、民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者（4,147人、平均年齢42.4歳）の平均給与月額が359,744円となっており、昨年4月と比較して若年層の人数が増加したこと等により3,682円減少している。

（報告（令和2年10月26日）1参照）

2 民間給与

(1) 調査方法

本委員会は、県職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから、137事業所を層化無作為抽出法によって抽出の上、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種3,905人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。その際併せて、研究員、教員等の32職種182人についても同様の調査を行った。

(2) 初任給の状況

民間における新卒事務員・技術者の本年4月の初任給は、大学卒198,719円、高校卒167,975円となっている。

（資料第3表参照）

3 本年の月例給に関する県職員の給与と民間給与との比較

前記の県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、県職員にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する職種（事務・技

術関係)の職務に従事する者のうち、責任の度合い、学歴、年齢等が同等と認められるもの(資料第7表参照)の相互の諸手当を含む給与額を対比させ、国に準じた方法により精密に比較した。その結果、次表に示すとおり、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均30円(0.01%)上回っていることが明らかとなった。

県職員と民間との給与の比較

民間給与(A)	359,714円
県職員給与(B)	359,744円
較差(A-B)	△30円(△0.01%)

4 人事院の報告

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告を行った。その概要は、別記のとおりである。

(給与に関する報告資料参照)

5 本年の月例給の改定方針

前記3のとおり、本年4月時点で、県職員の給与が県内民間給与をわずかに上回っているものの、その差は30円(0.01%)であり、両者はほぼ均衡していることが判明した。

民間事業所においては、本年の春季賃金改定時にベースアップを実施した事業所の割合及び定期昇給が昨年比べて増額となっている事業所の割合は、それぞれ昨年より減少しており、民間給与月額は昨年に比べ減少している。

一方、県職員においても、若年層の人数が増加したこと等によって、昨年に比べ平均給与月額は減少しており、これら双方の給与を精緻に比較したところ、県職員の給与が民間給与をわずかに上回る結果となった。

以上のとおり本年の較差の状況や人事院による本年の国家公務員の給与に関する報告、他の都道府県の状況等を踏まえ、本委員会は、本年の県職員の給与について、本県における公民較差が極めて小さいことから、月例給(給料表及び諸手当)の改定は行わないことが適当であると判断した。

(報告(令和2年10月26日)2(2)ア参照)